

議長マニフェスト

議長は議会を代表する地位であります。

二元代表制の市長、議会はお互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず対等の立場です。議会が持つ二つの使命は「政策の最終決定」・「行財政運営の批判と監視」があります。また議長は中立性と尊厳性を保つ必要があります。さらに議会は「菊川市議会基本条例」に従い運営されなければなりません。以上の条件を鑑み私が議長としてやるべきことは、

- 1、5年位前から言い続けている一般質問の1次回答を再質問の前に議員に明示すべきこと。
- 2、菊川市議会基本条例、第九条の完全実施。
- 3、開かれた議会の実現の為、単独のホームページの開設と市民の声・意見を聴く投稿システムの設置

1はより深い議論をする為、2と3は市民の為です